

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（抜粋）

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が松江市に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

（中略）

（計画等に対する事前了解）

第6条

（第1項：略）

- 2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

（第3項：略）

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱（抜粋）

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（中略）

（計画等に対する事前了解）

第4条

- 1 協定第6条第2項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

（第2項～第3項：略）